

昭和五十四年十二月六日提出  
質 問 第 三 号

建設廃材の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年十二月六日

提出者 三 谷 秀 治

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

## 建設廃材の取扱いに関する質問主意書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第一条第九号に規定する廃棄物の範囲の中に、中間処理した建設廃材は含まれないことは、政府の行政指導の中でも明らかにされているが、関係都道府県においてこの取扱いに相違がみられ、廃材を取扱う者に混乱を与えている。

従って、次の事項について質問する。

一 中間処理した廃材は有償で売却できると否とにかかわらず、土地造成等の資材として有効的に利用できるため、廃棄物として扱うことは不相当であるという政府の解釈のとおり取扱われるべきであると思うが、どうか。政府の行政指導と異なる取扱いを行っている行政機関に対して、指導を強化される必要があると思うが、これについてどのように措置されるのか。

二 中間処理したコンクリート破片は土地造成を含む道路工事等に利用できる有用物である。と

ころが、有償で売却できないことから廃棄物とみなされる場合があるが、経済的な観点からのみの解釈では、大量のこの種の廃材を利用しないし処分することは不可能となる。これについて政府はどのように取扱うのか。

三 右について、これを仮に廃棄物とみなした場合、この処分について廃棄物処理業の許可を受けた者が、法基準に基づく廃棄物最終処分地においてしか処分できないこととなる。そうなれば現行のいわゆる土地造成において、これを利用する場合に無用の混乱を招くこととなると思うが、これについて政府はどのような対策をとるのか。

右質問する。